



富山市告示第 27 号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更し、及び廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による富山市下飯野土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和3年1月26日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「下飯野」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	水落	字中ノ橋割	46-1から46-3、 水落字中ノ橋割46-1地先
		字前田割	水落字前田割89-2地先

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	下飯野	字馬塚	1-1、1-2、 2-1から2-3
		字西半田	1から5、6-1
		字善門	16-1、17-1、21-1、 23
		字東半田	1から13、13-1、14、 14-1、15から17、 17-1、18、18-1、 19-1、20-1、21-1
		字道田	1-1、2-1、3、4、 5-1、6から8、9-1、 9-2、10-1、10-2、 11、12-1、12-2、 13-1から13-4、 14-1から14-4、 15-1から15-6、 16-1、16-2、17、 18-1から18-3、19、 20、21-1から21-3、 24-12、25-2、26-2
		字野割	6-1、6-2、7-1、 7-2、8-1、9-5、 10-3、11-5、12-2、 13-6、13-7、14-6、 14-10、15-8、 16-7、17-1、17-9、 18-5、19-2、19-7、 21-6、21-11
	下飯野	字大堰	1、2-1、3-1、3-4、 4-3、7-2、23-3、 23-5、23-6、24-2、 25-1から25-3、 26-1から26-4、 27-2、27-4

上記の区域内にある公有地の全部を含む。